

長野自動車道

山崎高架橋耐震補強工事

交付図書正誤表

東日本高速道路株式会社 関東支社

長野工事事務所

対象 設計書(金抜)

誤

単 価 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
1	2 - (6)	構造物掘削 普通部 A	971	m 3			
2	2 - (6)	構造物掘削 普通部 B 1	2,502	m 3			
3	2 - (6)	構造物掘削 普通部 B 2	10,010	m 3			
4	2 - (6)	構造物掘削 特殊部 A (夜2)	52	m 3			
5	8 - (1)	コンクリート A 1-5	1,337	m 3			
6	8 - (1)	コンクリート A 1-5 (A)	35	m 3			見積対象
7	8 - (2)	型わく TH	5,447	m 2			
8	8 - (3)	鉄筋 T 1	177.58	t			
9	8 - (3)	鉄筋 T 2	19.91	t			
10	17 - (9)	縁端拡幅工B コンクリート	38	m 3			
11	17 - (9)	縁端拡幅工B 型わく	174	m 2			
12	17 - (9)	縁端拡幅工B 鉄筋	10.37	t			

正

単 価 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
1	2 - (6)	構造物掘削 普通部 A	971	m 3			
2	2 - (6)	構造物掘削 普通部 B 1	7,639	m 3			
3	2 - (6)	構造物掘削 普通部 B 2	4,872	m 3			
4	2 - (6)	構造物掘削 特殊部 A (夜2)	52	m 3			
5	8 - (1)	コンクリート A 1-5	1,337	m 3			
6	8 - (1)	コンクリート A 1-5 (A)	35	m 3			見積対象
7	8 - (2)	型わく TH	5,447	m 2			
8	8 - (3)	鉄筋 T 1	177.58	t			
9	8 - (3)	鉄筋 T 2	19.91	t			
10	17 - (9)	縁端拡幅工B コンクリート	38	m 3			
11	17 - (9)	縁端拡幅工B 型わく	174	m 2			
12	17 - (9)	縁端拡幅工B 鉄筋	10.37	t			

備考

設計書(金抜)
単価項目2、3 構造物掘削 普通部 B1、B2の数量の訂正

対象	特記仕様書																												
誤	<p>16-2 建設副産物の活用等 (1) 共通仕様書1-28「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="371 360 1441 1025"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th> <th>発生場所</th> <th>数量</th> <th>活用方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊（無筋）</td> <td>既設橋台・橋脚（WJ工法） あと施工アンカー削孔</td> <td>約6m³</td> <td>再資源化施設</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>既設アスファルト舗装</td> <td>約1m³</td> <td>再資源化施設</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>WJ工法（既設橋脚の表面処理、コンクリート構造物取壊し）</td> <td>—</td> <td>再資源化施設</td> </tr> <tr> <td>研削材・ケレンかす、 廃塗膜</td> <td>新設部材を架設する既設鋼桁</td> <td>—</td> <td>最終処分場 （注）PCB汚染物に 該当しない場合（0.5mg/kg以下）</td> </tr> <tr style="border: 2px solid yellow;"> <td>金属くず</td> <td>構造物掘削（特殊部）</td> <td>約0.5t</td> <td>売却処分</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>千曲川橋のP6橋脚～P8橋脚付近の仮締切工、作業ヤード</td> <td>—</td> <td>最終処分場</td> </tr> </tbody> </table>	建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等	コンクリート塊（無筋）	既設橋台・橋脚（WJ工法） あと施工アンカー削孔	約6m ³	再資源化施設	アスファルト・コンクリート塊	既設アスファルト舗装	約1m ³	再資源化施設	建設汚泥	WJ工法（既設橋脚の表面処理、コンクリート構造物取壊し）	—	再資源化施設	研削材・ケレンかす、 廃塗膜	新設部材を架設する既設鋼桁	—	最終処分場 （注）PCB汚染物に 該当しない場合（0.5mg/kg以下）	金属くず	構造物掘削（特殊部）	約0.5t	売却処分	建設混合廃棄物	千曲川橋のP6橋脚～P8橋脚付近の仮締切工、作業ヤード	—	最終処分場
建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等																										
コンクリート塊（無筋）	既設橋台・橋脚（WJ工法） あと施工アンカー削孔	約6m ³	再資源化施設																										
アスファルト・コンクリート塊	既設アスファルト舗装	約1m ³	再資源化施設																										
建設汚泥	WJ工法（既設橋脚の表面処理、コンクリート構造物取壊し）	—	再資源化施設																										
研削材・ケレンかす、 廃塗膜	新設部材を架設する既設鋼桁	—	最終処分場 （注）PCB汚染物に 該当しない場合（0.5mg/kg以下）																										
金属くず	構造物掘削（特殊部）	約0.5t	売却処分																										
建設混合廃棄物	千曲川橋のP6橋脚～P8橋脚付近の仮締切工、作業ヤード	—	最終処分場																										
正	<p>16-2 建設副産物の活用等 (1) 共通仕様書1-28「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="349 1263 1447 1897"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th> <th>発生場所</th> <th>数量</th> <th>活用方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊（無筋）</td> <td>既設橋台・橋脚（WJ工法） あと施工アンカー削孔</td> <td>約6m³</td> <td>再資源化施設</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>既設アスファルト舗装</td> <td>約1m³</td> <td>再資源化施設</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>WJ工法（既設橋脚の表面処理、コンクリート構造物取壊し）</td> <td>—</td> <td>再資源化施設</td> </tr> <tr> <td>研削材・ケレンかす、 廃塗膜</td> <td>新設部材を架設する既設鋼桁</td> <td>—</td> <td>最終処分場 （注）PCB汚染物に 該当しない場合（0.5mg/kg以下）</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>金属くず</td> <td>構造物掘削（特殊部）</td> <td>—</td> <td>売却処分</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>千曲川橋のP6橋脚～P8橋脚付近の仮締切工、作業ヤード</td> <td>—</td> <td>最終処分場</td> </tr> </tbody> </table>	建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等	コンクリート塊（無筋）	既設橋台・橋脚（WJ工法） あと施工アンカー削孔	約6m ³	再資源化施設	アスファルト・コンクリート塊	既設アスファルト舗装	約1m ³	再資源化施設	建設汚泥	WJ工法（既設橋脚の表面処理、コンクリート構造物取壊し）	—	再資源化施設	研削材・ケレンかす、 廃塗膜	新設部材を架設する既設鋼桁	—	最終処分場 （注）PCB汚染物に 該当しない場合（0.5mg/kg以下）	金属くず	構造物掘削（特殊部）	—	売却処分	建設混合廃棄物	千曲川橋のP6橋脚～P8橋脚付近の仮締切工、作業ヤード	—	最終処分場
建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等																										
コンクリート塊（無筋）	既設橋台・橋脚（WJ工法） あと施工アンカー削孔	約6m ³	再資源化施設																										
アスファルト・コンクリート塊	既設アスファルト舗装	約1m ³	再資源化施設																										
建設汚泥	WJ工法（既設橋脚の表面処理、コンクリート構造物取壊し）	—	再資源化施設																										
研削材・ケレンかす、 廃塗膜	新設部材を架設する既設鋼桁	—	最終処分場 （注）PCB汚染物に 該当しない場合（0.5mg/kg以下）																										
金属くず	構造物掘削（特殊部）	—	売却処分																										
建設混合廃棄物	千曲川橋のP6橋脚～P8橋脚付近の仮締切工、作業ヤード	—	最終処分場																										
備考	特記仕様書 16-2 建設副産物の活用等(1)金属くずの表記を訂正																												

対象	特記仕様書												
誤	<table border="1" data-bbox="331 385 1326 589"> <thead> <tr> <th>特定建設資材 廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>受入条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研削材・ケレン かす、廃塗膜</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>金属くず</td> <td>深澤産業㈱</td> <td>長野県千曲市雨宮</td> <td>1個あたり4.5t以下、 8:30~17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="347 593 1401 683">記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p> <p data-bbox="339 687 1378 748">(3) 建設汚泥、建設混合廃棄物、研削材・ケレンかす、廃塗膜の処分に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件	研削材・ケレン かす、廃塗膜	—	—	—	金属くず	深澤産業㈱	長野県千曲市雨宮	1個あたり4.5t以下、 8:30~17:00
特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件										
研削材・ケレン かす、廃塗膜	—	—	—										
金属くず	深澤産業㈱	長野県千曲市雨宮	1個あたり4.5t以下、 8:30~17:00										
正	<table border="1" data-bbox="341 1279 1369 1460"> <thead> <tr> <th>特定建設資材 廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>受入条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研削材・ケレン かす、廃塗膜</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>金属くず</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="357 1464 1445 1554">記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p> <p data-bbox="351 1559 1423 1619">(3) 建設汚泥、建設混合廃棄物、研削材・ケレンかす、廃塗膜、金属くずの処分に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件	研削材・ケレン かす、廃塗膜	—	—	—	金属くず	—	—	—
特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件										
研削材・ケレン かす、廃塗膜	—	—	—										
金属くず	—	—	—										
備考	<p data-bbox="188 1973 336 2000">特記仕様書</p> <p data-bbox="188 2004 1251 2031">16-2 建設副産物の活用等(2) 金属くずの表記を訂正、(3) 金属くずの表記を追加</p>												

対象	特記仕様書								
誤	<table border="1" data-bbox="333 416 1358 757"> <thead> <tr> <th data-bbox="336 421 491 456">単価表の項目</th> <th data-bbox="491 421 1150 456">区分</th> <th data-bbox="1150 421 1355 456">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="336 456 491 752">特殊部 A (夜2)</td> <td data-bbox="491 456 1150 752"> <p>■当該単価項目の昼間作業は以下のものとする。</p> <p>1) 撤去したライナープレートが発生場所から処分場までの運搬、処分</p> <p>■当該単価項目の夜間作業は以下のものとする。</p> <p>1) ライナープレートによる土留め、裏込めグラウトの注入、ライナープレート施工部の掘削、掘削箇所近傍へのはねつけ（土質区分：土砂B）</p> <p>2) ライナープレート内の埋戻し、締固め</p> <p>3) ライナープレート頭部（0.5m）の撤去</p> <p>4) 含水量の調整</p> </td> <td data-bbox="1150 456 1355 752">山崎高架橋</td> </tr> </tbody> </table>			単価表の項目	区分	摘要	特殊部 A (夜2)	<p>■当該単価項目の昼間作業は以下のものとする。</p> <p>1) 撤去したライナープレートが発生場所から処分場までの運搬、処分</p> <p>■当該単価項目の夜間作業は以下のものとする。</p> <p>1) ライナープレートによる土留め、裏込めグラウトの注入、ライナープレート施工部の掘削、掘削箇所近傍へのはねつけ（土質区分：土砂B）</p> <p>2) ライナープレート内の埋戻し、締固め</p> <p>3) ライナープレート頭部（0.5m）の撤去</p> <p>4) 含水量の調整</p>	山崎高架橋
単価表の項目	区分	摘要							
特殊部 A (夜2)	<p>■当該単価項目の昼間作業は以下のものとする。</p> <p>1) 撤去したライナープレートが発生場所から処分場までの運搬、処分</p> <p>■当該単価項目の夜間作業は以下のものとする。</p> <p>1) ライナープレートによる土留め、裏込めグラウトの注入、ライナープレート施工部の掘削、掘削箇所近傍へのはねつけ（土質区分：土砂B）</p> <p>2) ライナープレート内の埋戻し、締固め</p> <p>3) ライナープレート頭部（0.5m）の撤去</p> <p>4) 含水量の調整</p>	山崎高架橋							
正	<table border="1" data-bbox="301 1193 1406 1518"> <thead> <tr> <th data-bbox="304 1198 475 1234">単価表の項目</th> <th data-bbox="475 1198 1174 1234">区分</th> <th data-bbox="1174 1198 1402 1234">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="304 1234 475 1514">特殊部 A (夜2)</td> <td data-bbox="475 1234 1174 1514"> <p>■当該単価項目の夜間作業は以下のものとする。</p> <p>1) ライナープレートによる土留め、裏込めグラウトの注入、ライナープレート施工部の掘削、掘削箇所近傍へのはねつけ（土質区分：土砂B）</p> <p>2) ライナープレート内の埋戻し、締固め</p> <p>3) ライナープレート頭部（0.5m）の撤去、発生箇所近傍への仮置き</p> <p>4) 含水量の調整</p> </td> <td data-bbox="1174 1234 1402 1514">山崎高架橋</td> </tr> </tbody> </table>			単価表の項目	区分	摘要	特殊部 A (夜2)	<p>■当該単価項目の夜間作業は以下のものとする。</p> <p>1) ライナープレートによる土留め、裏込めグラウトの注入、ライナープレート施工部の掘削、掘削箇所近傍へのはねつけ（土質区分：土砂B）</p> <p>2) ライナープレート内の埋戻し、締固め</p> <p>3) ライナープレート頭部（0.5m）の撤去、発生箇所近傍への仮置き</p> <p>4) 含水量の調整</p>	山崎高架橋
単価表の項目	区分	摘要							
特殊部 A (夜2)	<p>■当該単価項目の夜間作業は以下のものとする。</p> <p>1) ライナープレートによる土留め、裏込めグラウトの注入、ライナープレート施工部の掘削、掘削箇所近傍へのはねつけ（土質区分：土砂B）</p> <p>2) ライナープレート内の埋戻し、締固め</p> <p>3) ライナープレート頭部（0.5m）の撤去、発生箇所近傍への仮置き</p> <p>4) 含水量の調整</p>	山崎高架橋							
備考	<p>特記仕様書 22-3-1 種別(1)_特殊部 A(夜2)の区分内容を訂正</p>								

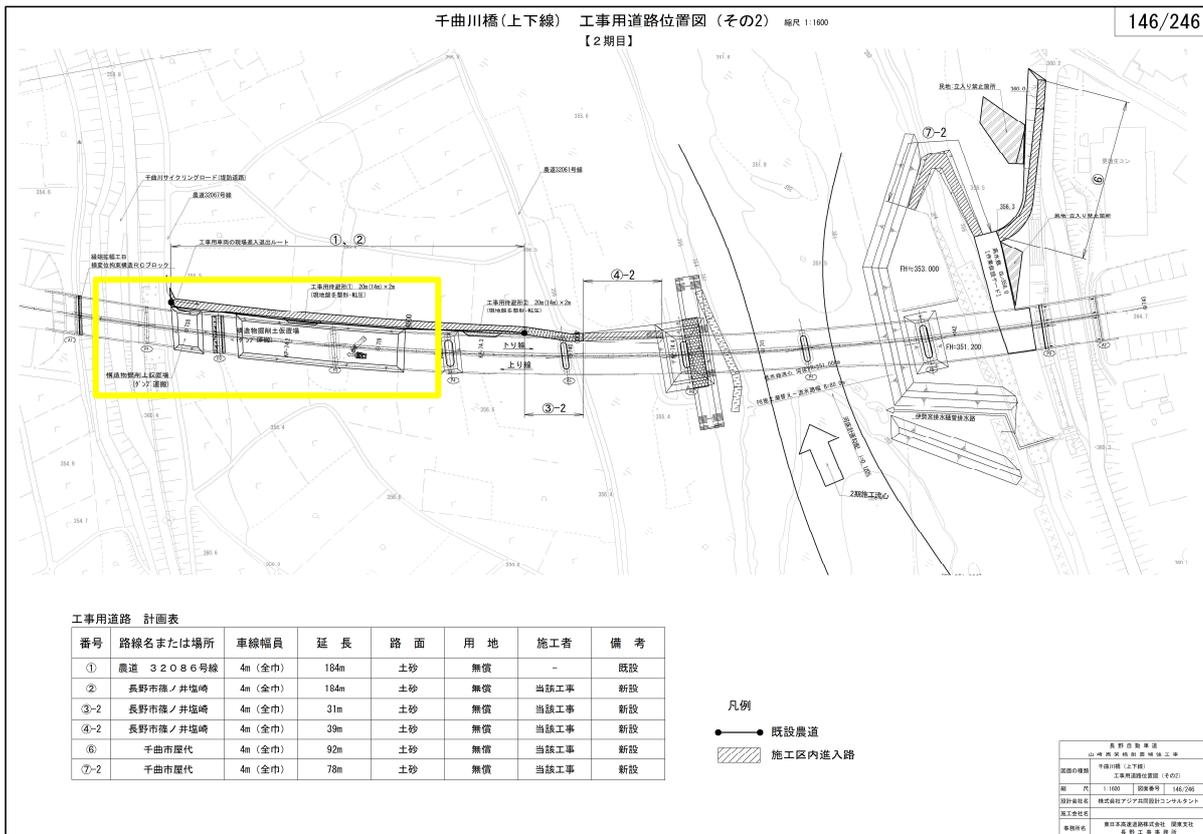
対象	特記仕様書																	
誤	<p>22-16-6 施工 共通仕様書17-4-3「施工」に下記を追加する。 (5) 塗装されている塗料 旧塗膜及び湿潤化による塗膜除去方法は下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="328 412 1481 636"> <thead> <tr> <th rowspan="2">橋梁名</th> <th colspan="2">既存塗膜</th> <th rowspan="2">塗料</th> <th rowspan="2">塗膜除去工 及び素地調整</th> </tr> <tr> <th>塗装系</th> <th>履歴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山崎高架橋</td> <td>A系</td> <td>新設時</td> <td>長油性フタル酸樹脂系</td> <td>塗膜剥離剤による除去後、乾式ブラストによる素地調整</td> </tr> <tr> <td>千曲川橋</td> <td>A系</td> <td>新設時</td> <td>長油性フタル酸樹脂系</td> <td>塗膜剥離剤による除去後、乾式ブラストによる素地調整</td> </tr> </tbody> </table> <p>塗膜剥離剤の1回当たりの標準使用量は1kg/m²を想定しており、塗膜剥離剤塗布・塗膜除去を行う回数は2回を想定している。なお、現地における剥離状況の確認を行い、剥離剤の使用量及び除去回数等、塗膜除去工について変更する必要があると監督員が認めて工法等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、請負代金額の変更が必要と認められるときは、監督員と受注者として協議するものとする。</p> <p>なお、施工に先立ち当該塗料の成分把握のための調査を実施するものとし、これに要する費用については、監督員と受注者として協議し定めるものとする。</p> <p>また、旧塗膜にPCBが含有することが確認された場合は、各都道府県の環境部局に確認の上、処理方法について監督員と受注者として協議し定めるものとする。</p>	橋梁名	既存塗膜		塗料	塗膜除去工 及び素地調整	塗装系	履歴	山崎高架橋	A系	新設時	長油性フタル酸樹脂系	塗膜剥離剤による除去後、乾式ブラストによる素地調整	千曲川橋	A系	新設時	長油性フタル酸樹脂系	塗膜剥離剤による除去後、乾式ブラストによる素地調整
橋梁名	既存塗膜		塗料	塗膜除去工 及び素地調整														
	塗装系	履歴																
山崎高架橋	A系	新設時	長油性フタル酸樹脂系	塗膜剥離剤による除去後、乾式ブラストによる素地調整														
千曲川橋	A系	新設時	長油性フタル酸樹脂系	塗膜剥離剤による除去後、乾式ブラストによる素地調整														
正	<p>22-16-6 施工 共通仕様書17-4-3「施工」に下記を追加する。 (5) 塗装されている塗料 旧塗膜及び湿潤化による塗膜除去方法は下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="343 1308 1476 1458"> <thead> <tr> <th rowspan="2">橋梁名</th> <th colspan="2">既存塗膜</th> <th rowspan="2">塗料</th> <th rowspan="2">塗膜除去工</th> </tr> <tr> <th>塗装系</th> <th>履歴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山崎高架橋</td> <td>A系</td> <td>新設時</td> <td>長油性フタル酸樹脂系</td> <td>塗膜剥離剤による除去</td> </tr> <tr> <td>千曲川橋</td> <td>A系</td> <td>新設時</td> <td>長油性フタル酸樹脂系</td> <td>塗膜剥離剤による除去</td> </tr> </tbody> </table> <p>塗膜剥離剤の1回当たりの標準使用量は1kg/m²を想定しており、塗膜剥離剤塗布・塗膜除去を行う回数は2回を想定している。なお、現地における剥離状況の確認を行い、剥離剤の使用量及び除去回数等、塗膜除去工について変更する必要があると監督員が認めて工法等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、請負代金額の変更が必要と認められるときは、監督員と受注者として協議するものとする。</p> <p>なお、施工に先立ち当該塗料の成分把握のための調査を実施するものとし、これに要する費用については、監督員と受注者として協議し定めるものとする。</p> <p>また、旧塗膜にPCBが含有することが確認された場合は、各都道府県の環境部局に確認の上、処理方法について監督員と受注者として協議し定めるものとする。</p>	橋梁名	既存塗膜		塗料	塗膜除去工	塗装系	履歴	山崎高架橋	A系	新設時	長油性フタル酸樹脂系	塗膜剥離剤による除去	千曲川橋	A系	新設時	長油性フタル酸樹脂系	塗膜剥離剤による除去
橋梁名	既存塗膜		塗料	塗膜除去工														
	塗装系	履歴																
山崎高架橋	A系	新設時	長油性フタル酸樹脂系	塗膜剥離剤による除去														
千曲川橋	A系	新設時	長油性フタル酸樹脂系	塗膜剥離剤による除去														
備考	特記仕様書 22-16-6 施工_塗膜除去工及び素地調整欄を訂正																	

対象 誤	特記仕様書																	
	<p>(6) 素地調整 素地調整程度種別は下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="252 371 1445 495"> <thead> <tr> <th>橋梁名</th> <th>素地調整程度の種別</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山崎高架橋</td> <td rowspan="2">1種</td> <td rowspan="2">落橋防止構造、上部工補強工箇所</td> </tr> <tr> <td>千曲川橋</td> </tr> </tbody> </table> <p>受注者は、塗膜剥離剤により既存塗膜の除去を行う場合、塗膜除去完了後に行う乾式ブラスト施工時において、鉛等有害物の濃度を十分に低下させる実用上の効果が期待できる工法を使用するものとする。なお、塗膜剥離剤による既存塗膜の除去程度は、特殊部や狭隘部などの塗膜除去困難部を除き、黒皮又は鋼素地面を露出させるものとする。</p> <p>(7) 研削材及びケレンかすの処理 塗膜の除去及び素地調整により発生する研削材及び廃塗膜・ケレンかすの処理については本特記仕様書 16-2 「建設副産物の活用等」によるものとし、研削材及び廃塗膜・ケレンかすの処分に要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>	橋梁名	素地調整程度の種別	摘要	山崎高架橋	1種	落橋防止構造、上部工補強工箇所	千曲川橋										
橋梁名	素地調整程度の種別	摘要																
山崎高架橋	1種	落橋防止構造、上部工補強工箇所																
千曲川橋																		
正	<p>22-16-6 施工 共通仕様書 17-4-3 「施工」に下記を追加する。</p> <p>(5) 塗装されている塗料 旧塗膜及び湿潤化による塗膜除去方法は下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="233 1279 1418 1417"> <thead> <tr> <th rowspan="2">橋梁名</th> <th colspan="2">既存塗膜</th> <th rowspan="2">塗料</th> <th rowspan="2">塗膜除去工</th> </tr> <tr> <th>塗装系</th> <th>履歴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山崎高架橋</td> <td>A系</td> <td>新設時</td> <td>長油性フタル酸樹脂系</td> <td>塗膜剥離剤による除去</td> </tr> <tr> <td>千曲川橋</td> <td>A系</td> <td>新設時</td> <td>長油性フタル酸樹脂系</td> <td>塗膜剥離剤による除去</td> </tr> </tbody> </table> <p>塗膜剥離剤の1回当たりの標準使用量は1kg/m²を想定しており、塗膜剥離剤塗布・塗膜除去を行う回数は2回を想定している。なお、現地における剥離状況の確認を行い、剥離剤の使用量及び除去回数等、塗膜除去工について変更する必要があると監督員が認めて工法等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、請負代金額の変更が必要と認められるときは、監督員と受注者とで協議するものとする。</p> <p>なお、施工に先立ち当該塗料の成分把握のための調査を実施するものとし、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>また、旧塗膜にPCBが含有することが確認された場合は、各都道府県の環境部局に確認の上、処理方法について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>(6) 廃塗膜の処理 塗膜の除去により発生する廃塗膜の処理については本特記仕様書 16-2 「建設副産物の活用等」によるものとし、廃塗膜の処分に要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>	橋梁名	既存塗膜		塗料	塗膜除去工	塗装系	履歴	山崎高架橋	A系	新設時	長油性フタル酸樹脂系	塗膜剥離剤による除去	千曲川橋	A系	新設時	長油性フタル酸樹脂系	塗膜剥離剤による除去
橋梁名	既存塗膜		塗料	塗膜除去工														
	塗装系	履歴																
山崎高架橋	A系	新設時	長油性フタル酸樹脂系	塗膜剥離剤による除去														
千曲川橋	A系	新設時	長油性フタル酸樹脂系	塗膜剥離剤による除去														
備考	特記仕様書 22-16-6 施工_(6)の削除及び(7)の内容を訂正																	

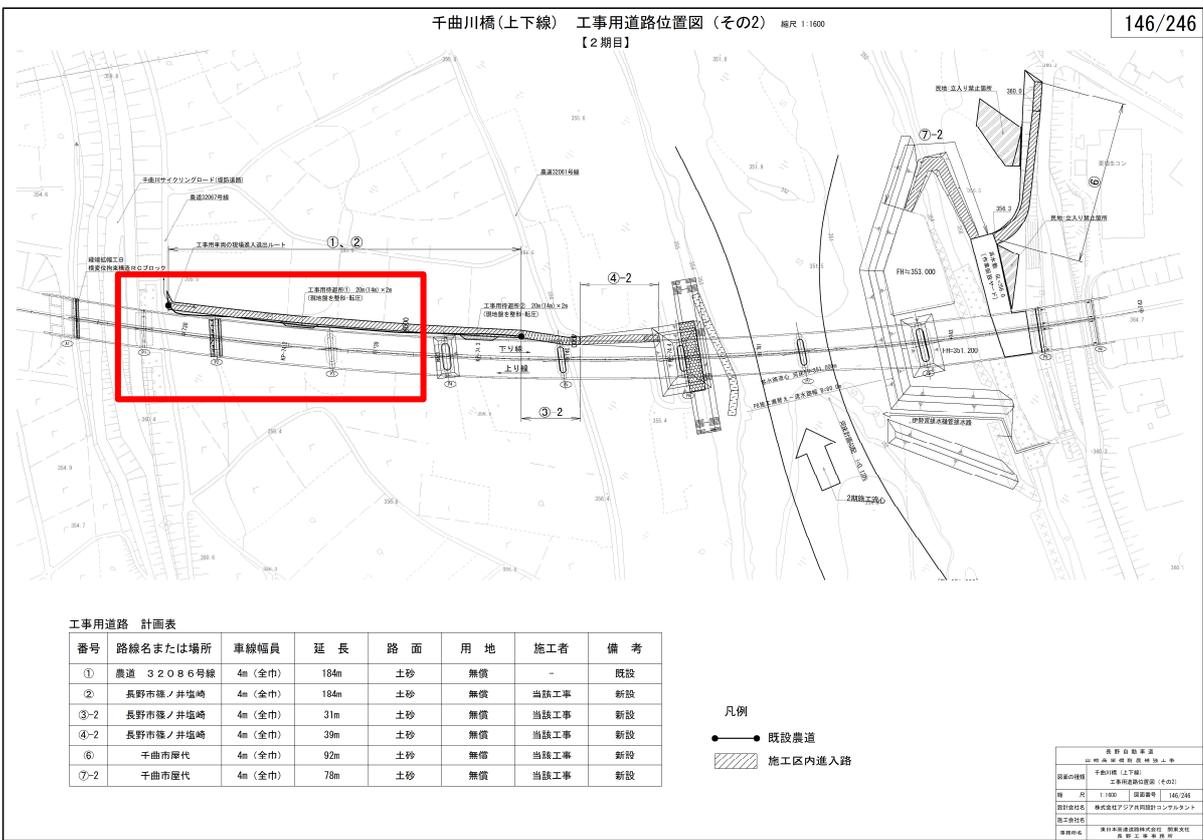
対象	特記仕様書												
誤	<p data-bbox="325 389 568 418">22-16-8 支払</p> <p data-bbox="344 425 1493 604">塗膜除去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m²当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う湿潤化による塗膜の除去、1種素地調整におけるケレンかす及び研削材の集積、素地調整等塗膜除去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するのに必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table data-bbox="480 647 1366 790"> <thead> <tr> <th></th> <th data-bbox="655 647 804 676">単価表の項目</th> <th data-bbox="1241 647 1366 676">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 683 592 712">特一(4)</td> <td data-bbox="679 683 804 712">塗膜除去工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="708 719 730 748">A</td> <td data-bbox="1278 719 1326 748">m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="708 754 812 784">A(夜1)</td> <td data-bbox="1278 754 1326 784">m²</td> </tr> </tbody> </table>		単価表の項目	検測の単位	特一(4)	塗膜除去工			A	m ²		A(夜1)	m ²
	単価表の項目	検測の単位											
特一(4)	塗膜除去工												
	A	m ²											
	A(夜1)	m ²											
正	<p data-bbox="336 1200 579 1229">22-16-8 支払</p> <p data-bbox="355 1236 1489 1370">塗膜除去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m²当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う湿潤化による塗膜の除去等塗膜除去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するのに必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table data-bbox="491 1413 1378 1556"> <thead> <tr> <th></th> <th data-bbox="667 1413 815 1442">単価表の項目</th> <th data-bbox="1252 1413 1378 1442">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1449 603 1478">特一(4)</td> <td data-bbox="691 1449 815 1478">塗膜除去工</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="719 1485 742 1514">A</td> <td data-bbox="1289 1485 1337 1514">m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="719 1520 823 1550">A(夜1)</td> <td data-bbox="1289 1520 1337 1550">m²</td> </tr> </tbody> </table>		単価表の項目	検測の単位	特一(4)	塗膜除去工			A	m ²		A(夜1)	m ²
	単価表の項目	検測の単位											
特一(4)	塗膜除去工												
	A	m ²											
	A(夜1)	m ²											
備考	<p data-bbox="186 1966 336 1995">特記仕様書</p> <p data-bbox="186 2002 512 2031">22-16-8 支払を訂正</p>												

対象 設計図

誤

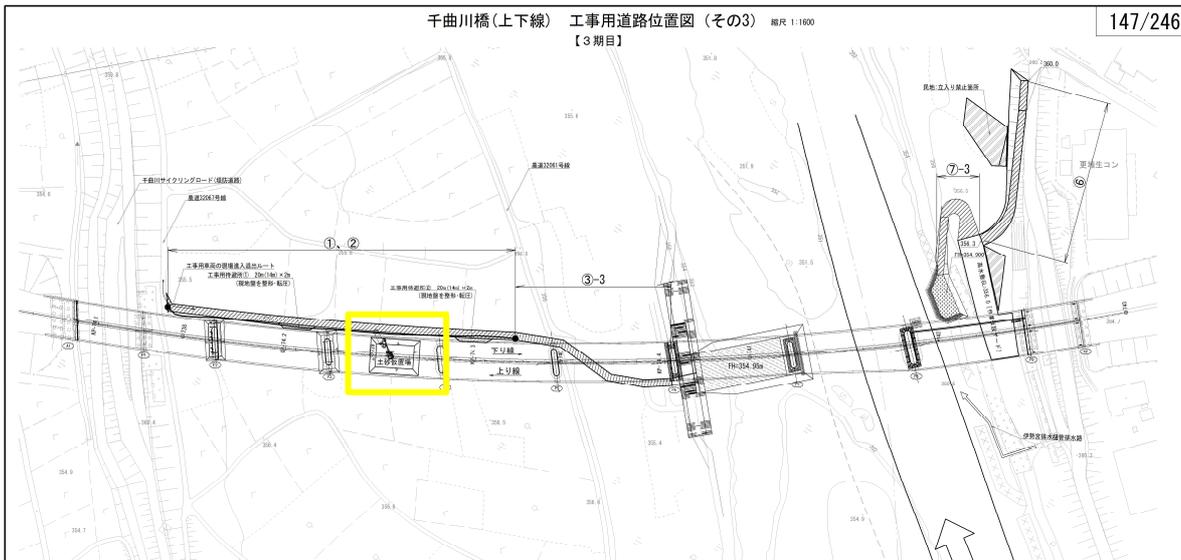


正



備考 千曲川橋(上下線) 工事用道路位置図(その2) 土砂仮置場について削除

対象
設計図



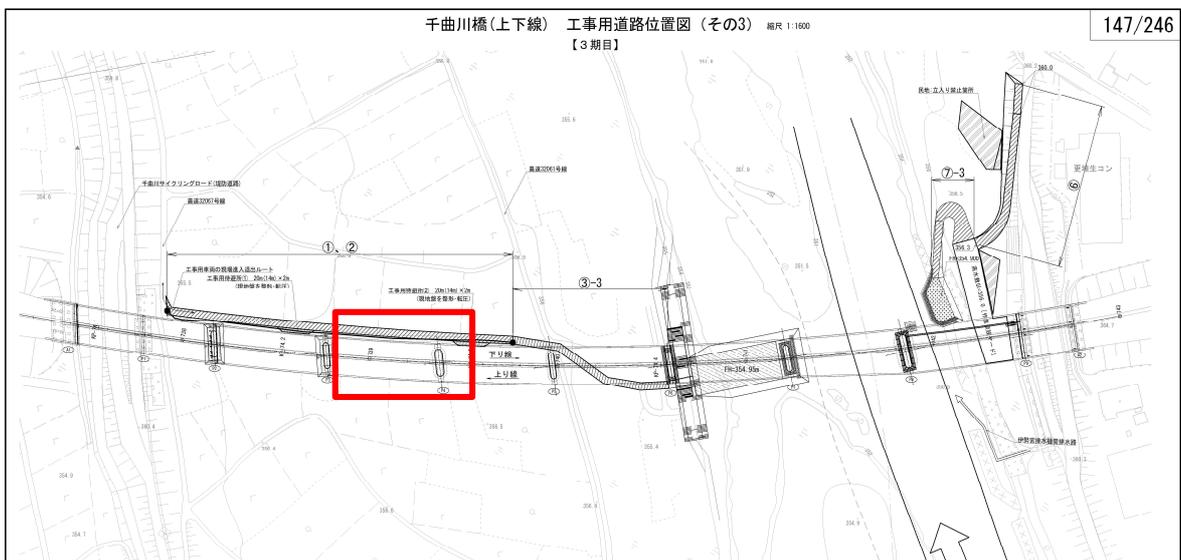
工事用道路 計画表

番号	路線名または場所	車線幅員	延長	路面	用地	施工者	備考
①	農道 32086号線	4m (全市)	184m	土砂	無償	-	既設
②	長野市様ノ井塩崎	4m (全市)	184m	土砂	無償	当該工事	新設
③-3	長野市様ノ井塩崎	4m (全市)	89m	土砂	無償	当該工事	新設
⑥	千曲市屋代	4m (全市)	92m	土砂	無償	当該工事	新設
⑦-3	千曲市屋代	4m (全市)	59m	土砂	無償	当該工事	新設

凡例
 既設農道
 施工区内進入路

設計者	千曲川橋(上下線) 工事用道路位置図(その3)
縮尺	1:1000
図面番号	147/246
設計会社名	株式会社アジア国際設計コンサルタント
設計士氏名	栗原 隆太郎
事務所名	株式会社アジア国際設計 長野支社 長野工場

正



工事用道路 計画表

番号	路線名または場所	車線幅員	延長	路面	用地	施工者	備考
①	農道 32086号線	4m (全市)	184m	土砂	無償	-	既設
②	長野市様ノ井塩崎	4m (全市)	184m	土砂	無償	当該工事	新設
③-3	長野市様ノ井塩崎	4m (全市)	89m	土砂	無償	当該工事	新設
⑥	千曲市屋代	4m (全市)	92m	土砂	無償	当該工事	新設
⑦-3	千曲市屋代	4m (全市)	59m	土砂	無償	当該工事	新設

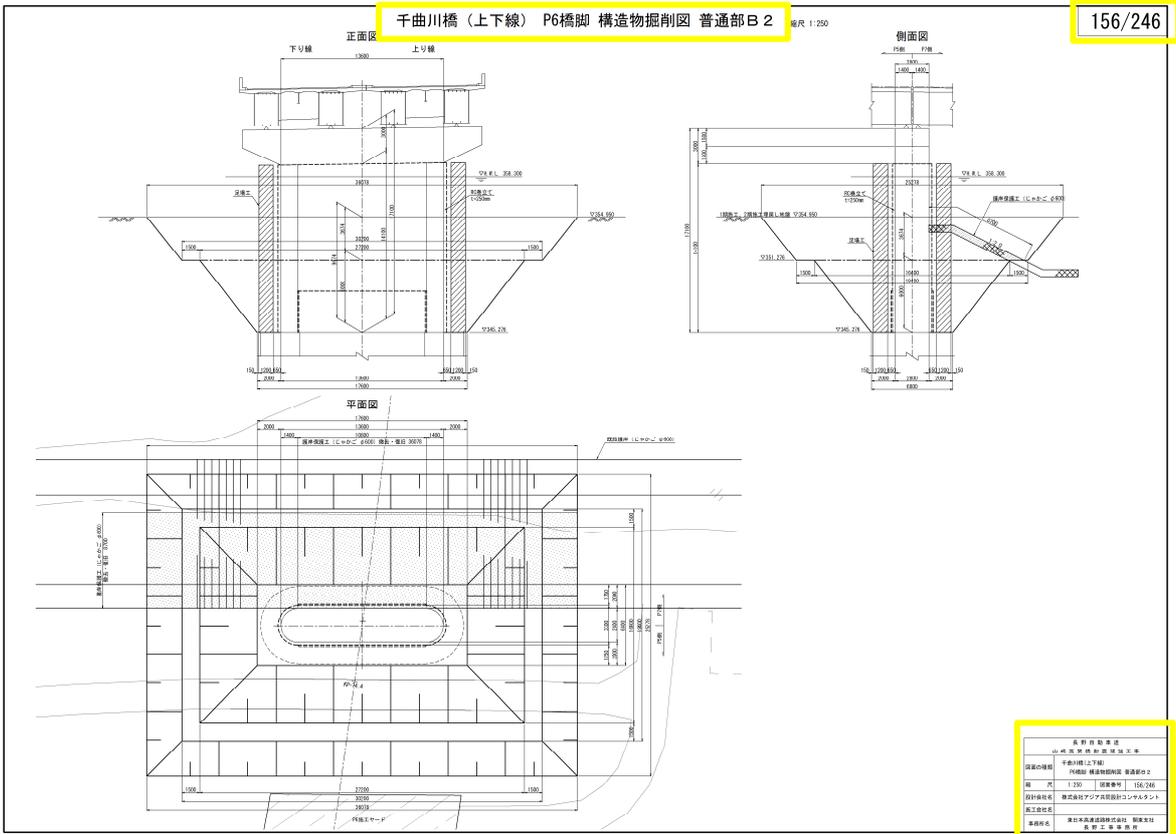
凡例
 既設農道
 施工区内進入路

設計者	千曲川橋(上下線) 工事用道路位置図(その3)
縮尺	1:1000
図面番号	147/246
設計会社名	株式会社アジア国際設計コンサルタント
設計士氏名	栗原 隆太郎
事務所名	株式会社アジア国際設計 長野支社 長野工場

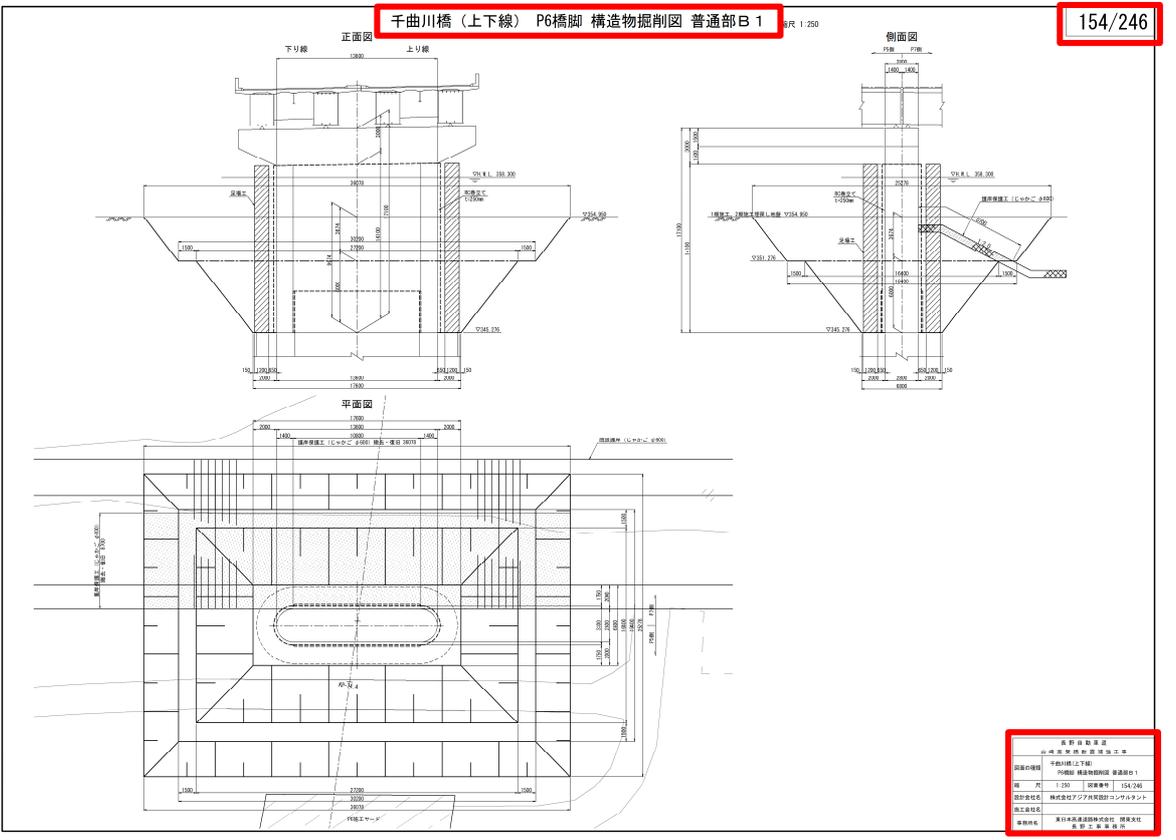
備考
千曲川橋(上下線) 工事用道路位置図(その3)
土砂仮置場について削除

対象 設計図

誤



正

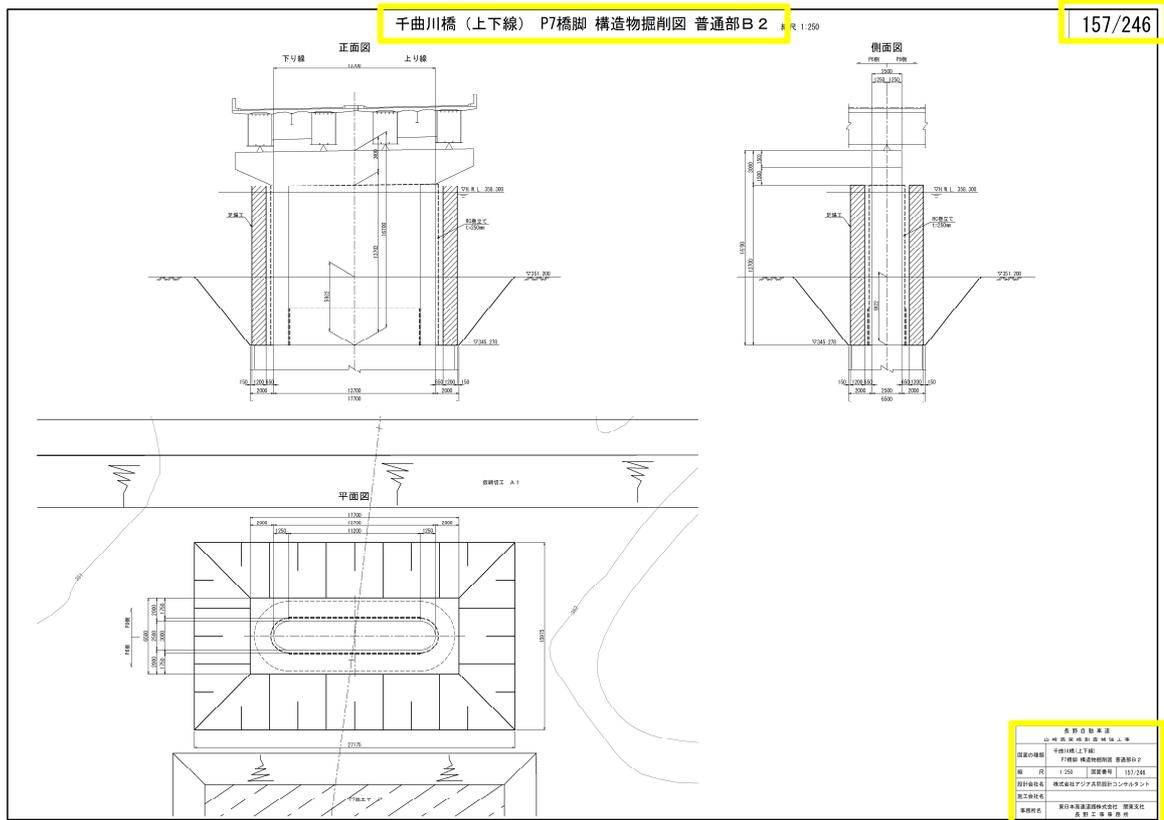


備考

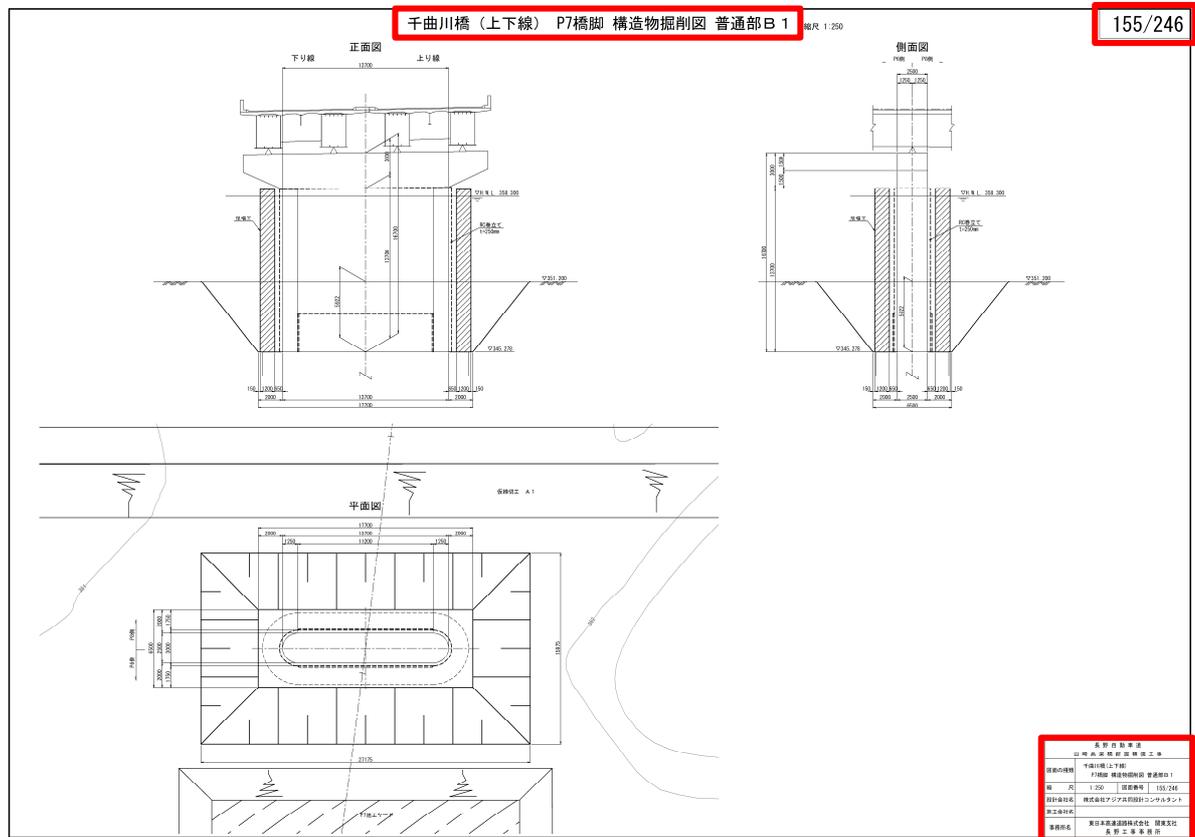
千曲川橋(上下線) P6橋脚 構造物掘削図
 図面タイトル、図面番号の訂正(普通部B2 ⇒ 普通部B1、156/246 ⇒ 154/246)

対象 設計図

誤



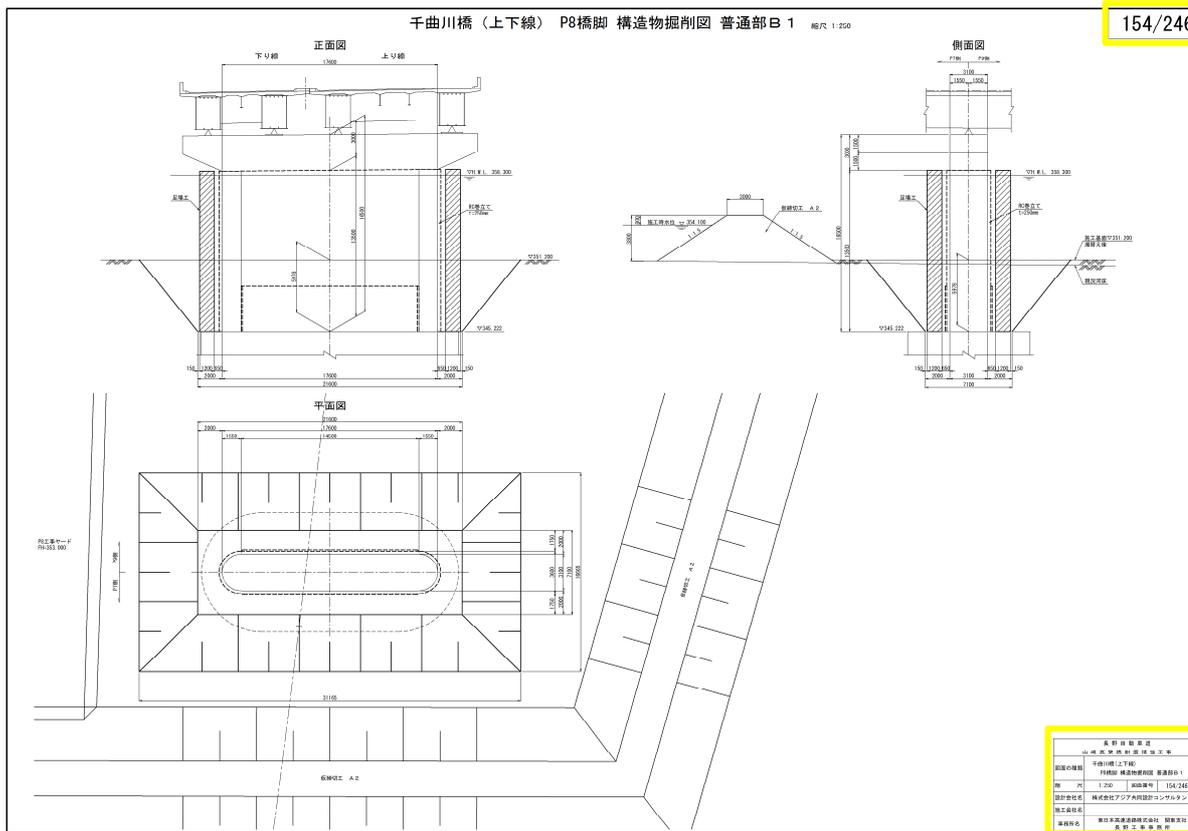
正



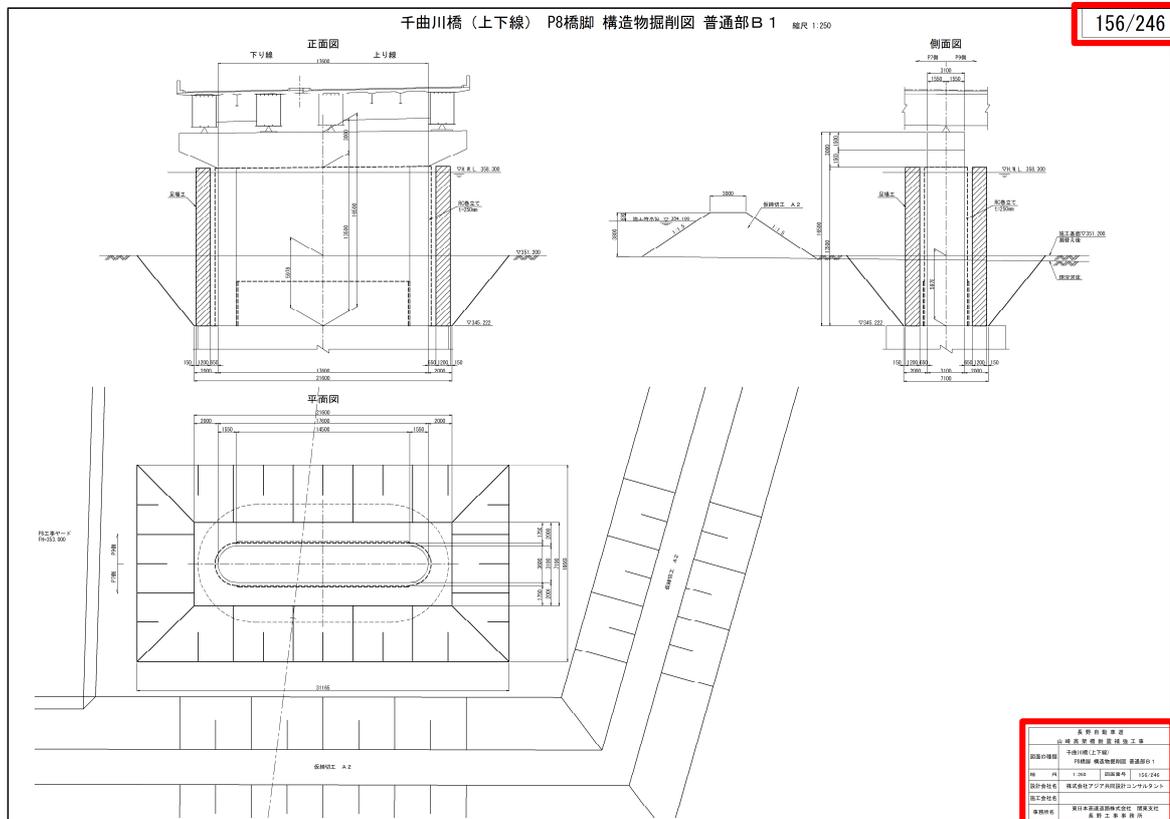
備考 千曲川橋(上下線) P7橋脚 構造物掘削図
図面タイトル、図面番号の訂正(普通部B2 ⇒ 普通部B1、157/246 ⇒ 155/246)

対象 設計図

誤



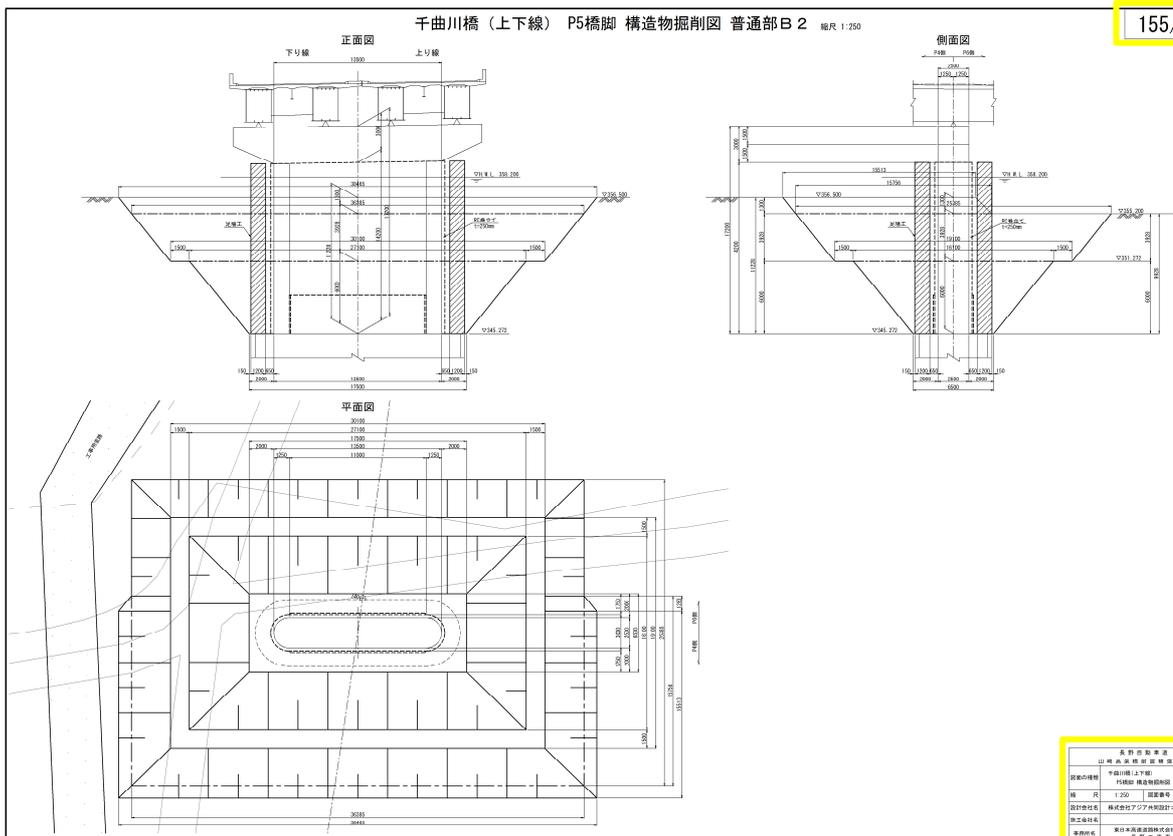
正



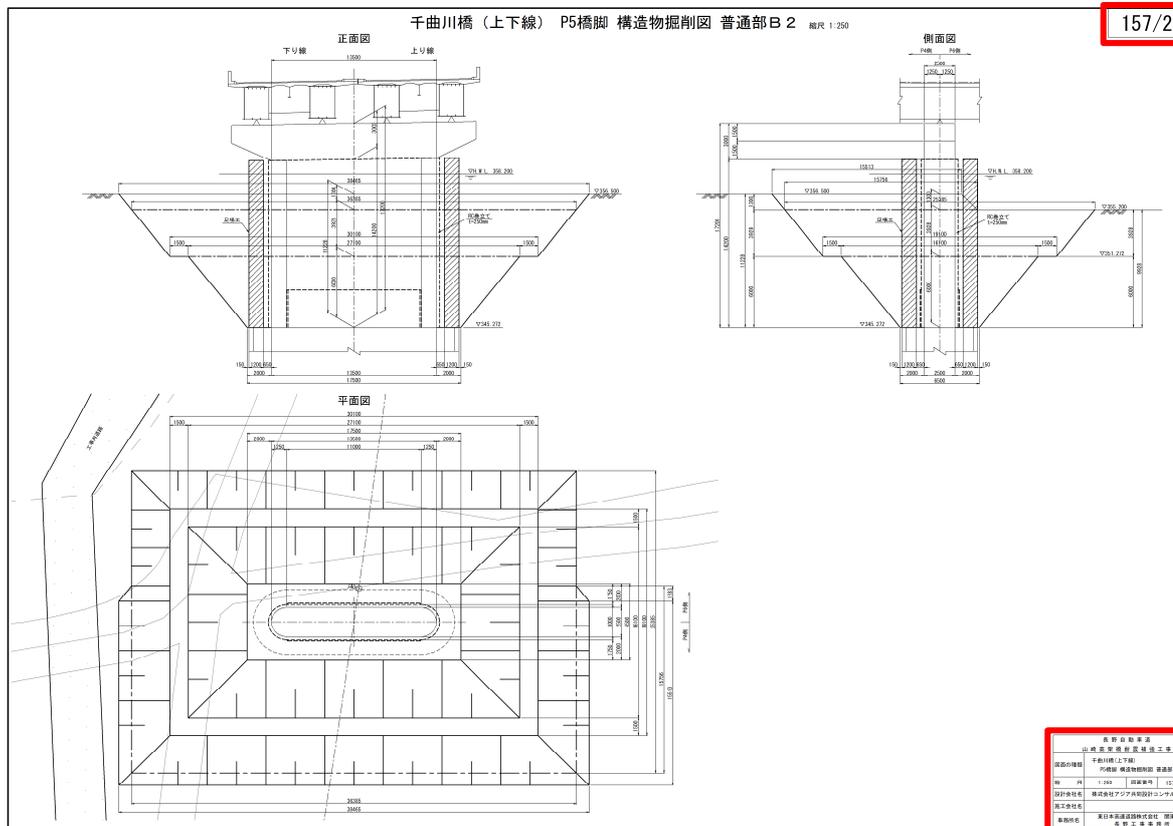
備考 千曲川橋(上下線) P8橋脚 構造物掘削図 普通部B1
図面番号の訂正(154/246 ⇒ 156/246)

対象 設計図

誤

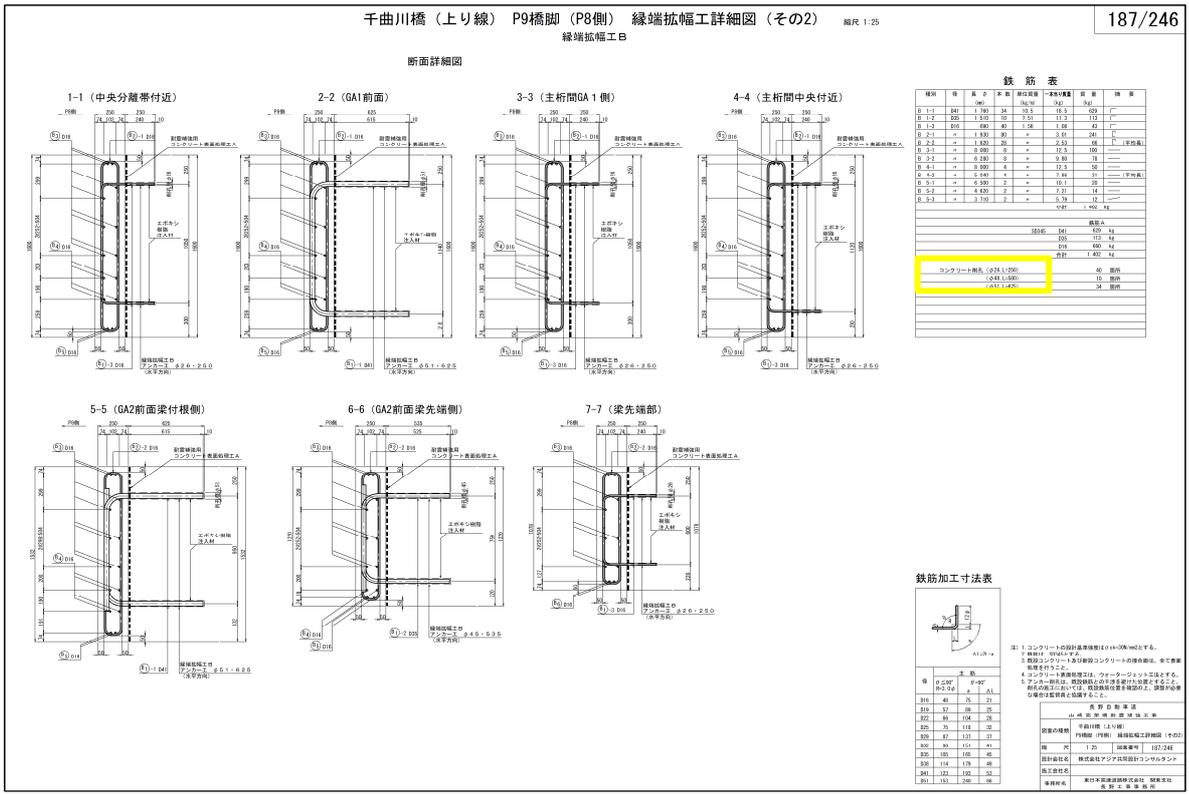


正

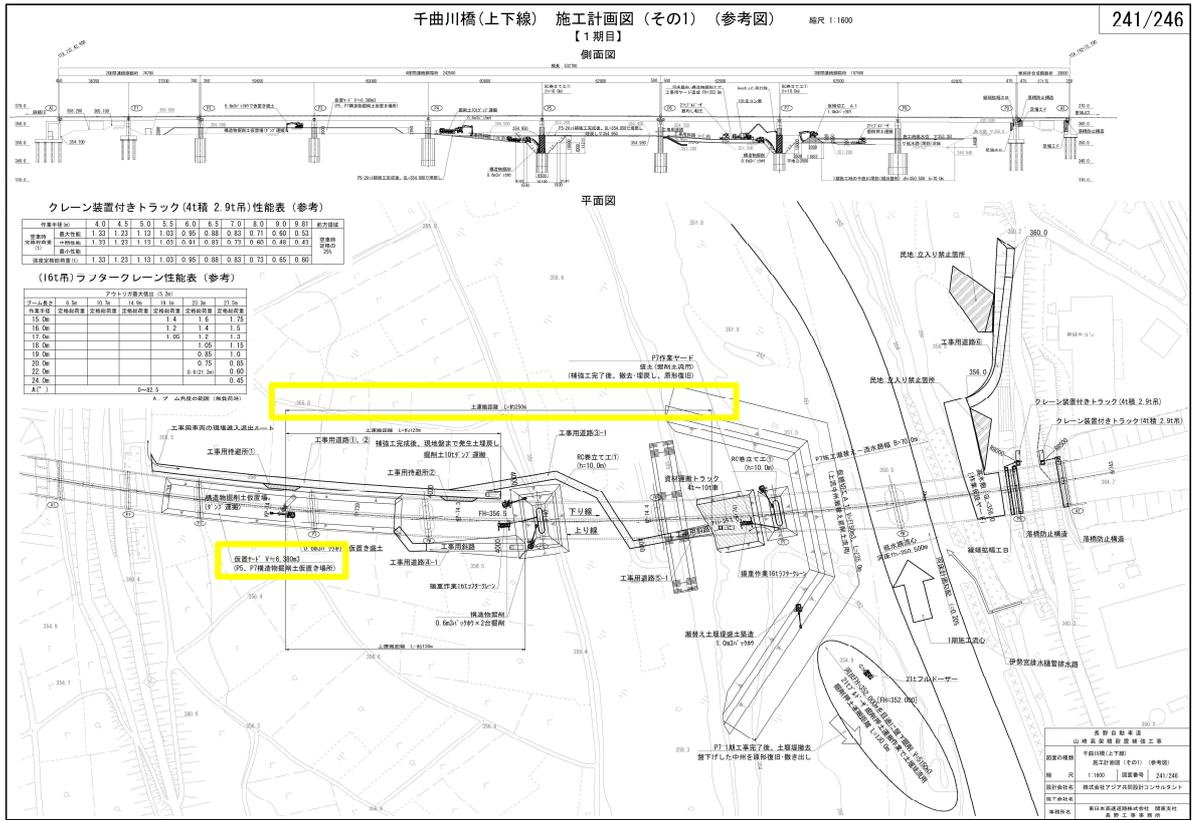


備考 千曲川橋(上下線) P5橋脚 構造物掘削図 普通部B2
図面番号の訂正(155/246 ⇒ 157/246)

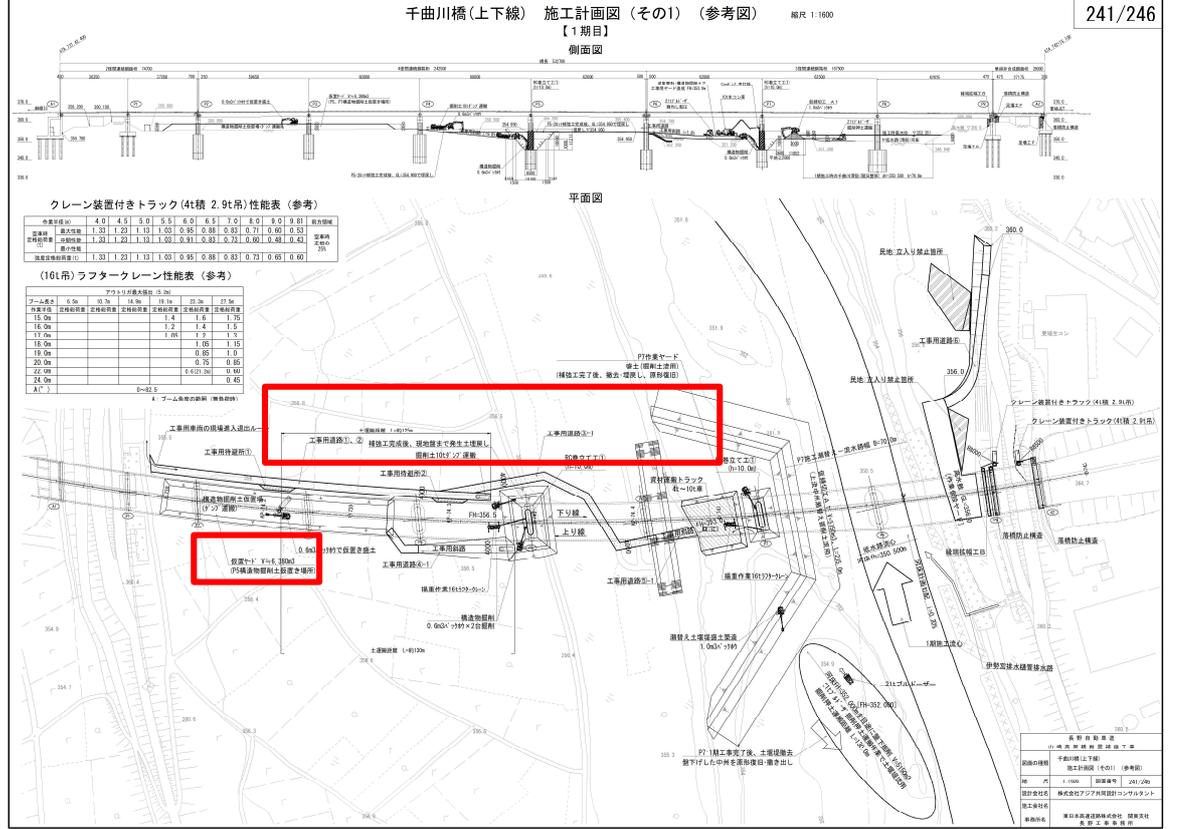
対象設計図
誤



対象
設計図



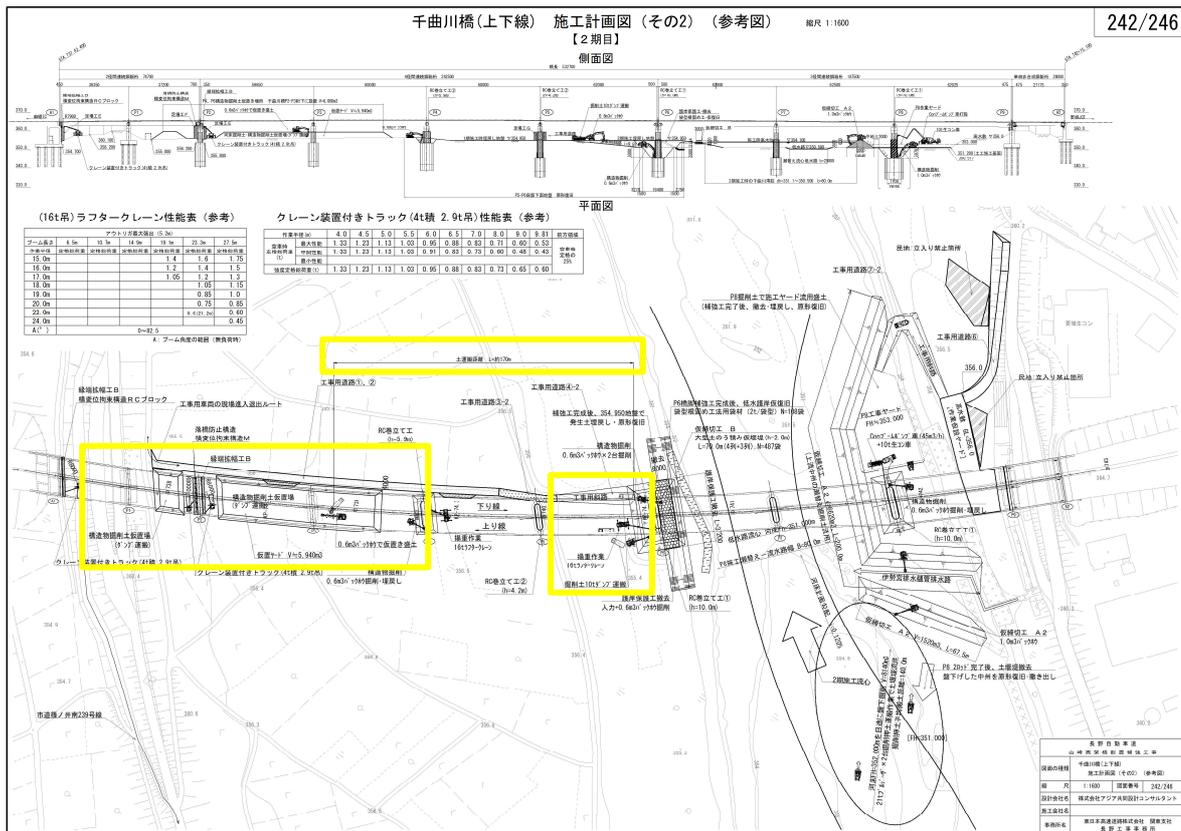
正



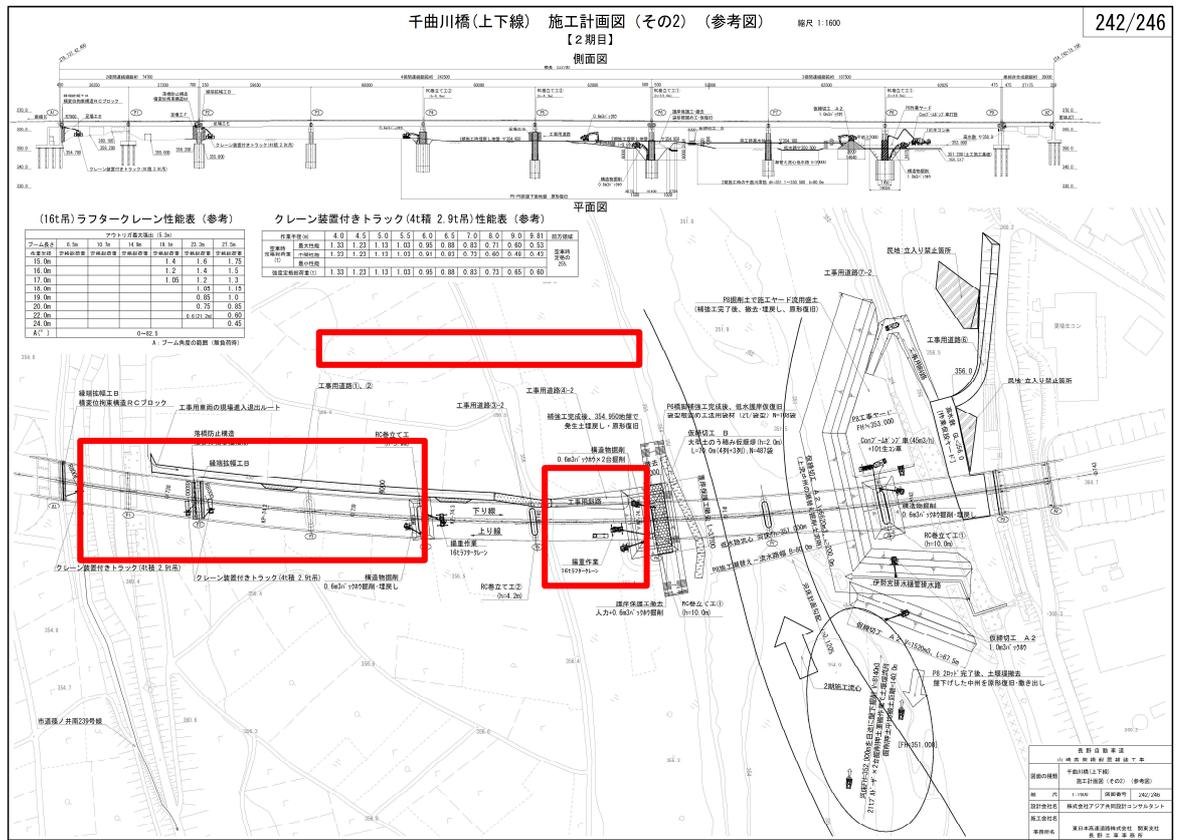
備考

千曲川橋(上下線) 施工計画図(その1) (参考図)
P7構造物掘削時の土運搬距離の旗上げを削除、仮置ヤード旗上げ内容を訂正

対象
設計図



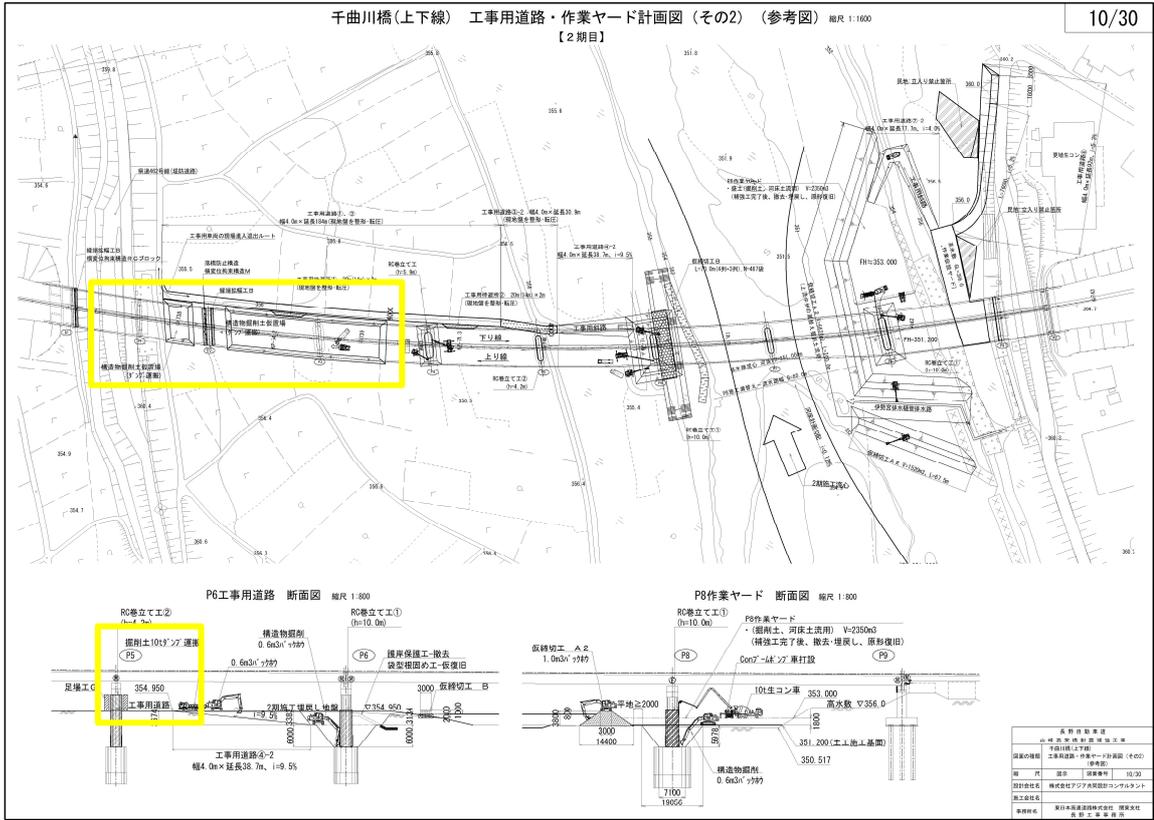
正



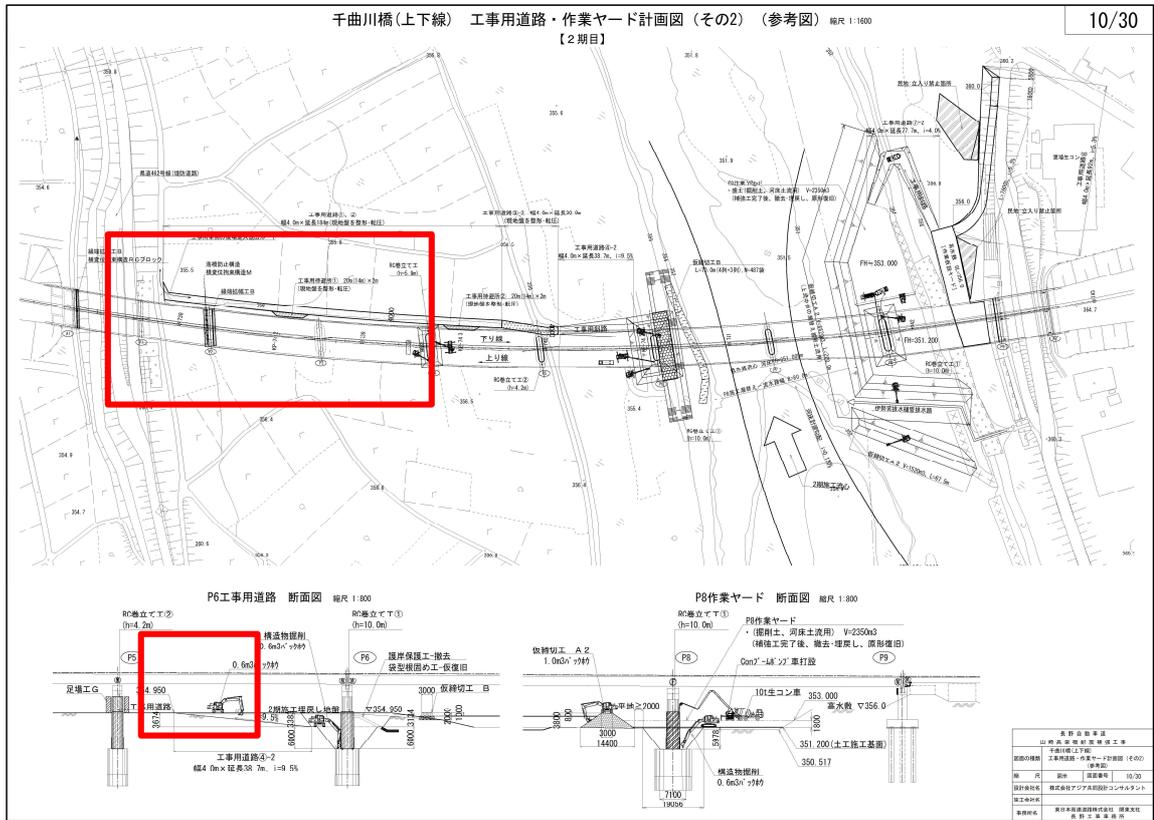
備考

千曲川橋(上下線) 施工計画図(その2) (参考図)
P6構造物掘削時の掘削土運搬・仮置き場について削除

対象
誤



正



備考 千曲川橋(上下線) 工事用道路・作業ヤード計画図(その2) (参考図)
P6構造物掘削時の掘削土運搬・仮置ヤードについて削除

